(公社)みやぎ農業振興公社からのおしらせ

石巻市農地相談会のご案内

令和7年6月から「農地中間管理事業の契約受付窓口」が変わります

毎週 水曜日 開催 受付時間 9:00~16:00 (休憩時間12:00~13:00)

石巻地区 河南地区 桃生地区 河北・北上地区 (蛇田公民館内) (河南総合支所内) (桃生総合支所内) (河北総合支所内) ・対象地区は目安です。ご都合の良い会場・日程にお越し下さい。 ・ 石巻地区(蛇田公民館)の9月以降の相談会は仮日程です。会場が変更となる可能性がございます。 2025年 6月 10月 日 月 火 水 木 金 日 月 火 水 木 金 土 日月火水木金土 □月火水木金 土 2(3) 4 5 6 29 30 1 (2) 3 4 5 2 3 (4) 5 6 7 27 28 29 30 31 2 6 7 8 9 10 11 12 3 4 5 6 8 9 10 11 12 13 9 10 11 12 13 14

日 月 火 水 木 霊 エ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 1 2 3 4 5 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 ※30日(水)は、8月13日未開催分の代替日 2 3 4 5 6 ※13日(水)はお盆期間中のため未開催

 9月
 10月

 日月火水木金土
 日月火水木金土

 7 8 9 10 11 12 13
 5 6 7 8 9 10 11

 14 15 16 17 18 19 20
 12 13 14 15 16 17 18

 21 22 23 24 25 26 27
 19 20 21 22 23 24 25

 28 29 30 1 2 3 4
 26 27 28 29 30 31 1

3月 日月火水木金土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 2 3 4

~相談会にお越しの際は、まず下記の連絡先にお電話下さい~

※お手続きに必要な事項を事前にお伺い・ご案内いたします。



※お願い:ご相談の際には、対象農地の地番や面積がわかる書類(固定資産課税通知書、登記要約書等)をご持参いただければ幸いです。

【連絡先】

(公社) みやぎ農業振興公社 石巻地域駐在員直通

電話:090-5130-6036

(受付時間:平日9:00~17:00)

または (公社)みやぎ農業振興公社 農地集積班

電話 : 080-9252-6364 (みやぎ農業振興公社直通)

※上記連絡先に繋がらない場合は、下記にお電話ください。石巻地域駐在員への取り次ぎをお願いしています。

宮城県東部地方振興事務所 農業振興部 調整指導班

電話:0225-95-7115



農地を貸したい! 借りたい! そんな時は

農地中間管理事業!!

<事業のフロー> 貸したい!



出し手 (農地を貸したい方) リタイアする農業者等 農地の利用調整!



農地中間管理機構



借りたいし



受け手

(農地を借りたい方) 規模拡大農業者等

連携·協力 WM

県・市・農業委員会等

THE SANGED HAS INDIVIDUAL TO THE SECOND

<農地中間管理事業とは・・・>

●農地中間管理機構(みやぎ農業振興公社)が 県・市・農業委員会等と連携し、出し手と受け手 の間を取り持って、「農地のリレー」をお手伝い する事業です。

貸し付け

※地域計画(目標地図)との一体的推進!

<地域計画(目標地図)とは・・・ >

●これまでの「人・農地プラン」を地域計画として 法定化し、地域の農業者等の話合いによる将来 の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農 地中間管理機構を通じた農地の集約化等を推進 します。(改正基盤強化法:令和5年4月施行)

<事業活用の主なメリット>

出し手

- ●公的機関(機構)が農地を預かるので安心です。
- ●機構から直接、賃借料を受け取ることができます。
- ●契約期間終了後は、確実に農地が戻ります。

受け手

- ●農地の集積・集約化をサポートします。
- ●農地所有者が複数いても、契約は機構だけです。
- ●賃借料の支払いは、口座振替で便利です。

<手数料徴収について>



●賃借料に対して1%の手数料を毎年機構に収めていただくことになります。 ※徴収した手数料は、機構事業を推進するための地域や担い手農業者への 支援、国の補助対象とならない経費等に活用されます。



宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社) URL:https://www.miyagi-agri.com

